

(2) 整備基準の概要

1 建築物				
項目	小項目	主な整備基準		
(1) 出入口	地上へ通じる出入口		ア	幅は、内法のり80cm以上
			イ	車いすが円滑に通行可能な戸
			ウ	車いすの支障となる段差の解消
			エ	床面は、水平面の確保
(2) 敷地内の通路	1) 通路	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		2		段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ
		3		表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくいふたとする。
	2) 道等に至る1以上の通路	4	ア	幅員は、内法のり120cm以上
			イ	高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置
	3) 傾斜路	5	ア	幅は、内法のり120cm以上、段併設の場合90cm以上
			イ	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下
			ウ	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置
			エ	手すりの設置
			オ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			カ	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		2		段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ
		3	ア	幅は、内法のり120cm以上
			イ	車いす回転スペースの確保（末端及び50m以内ごと）
			ウ	高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置
	2) 傾斜路	4	エ	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平面を確保
				幅は、内法のり120cm以上、段を併設の場合は90cm以上
				勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下
				高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置
				手すりの設置
	3) 各室の出入口	5		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
				傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫
				出入口の幅は、内法のり80cm以上
				車いすが円滑に通行可能な戸
				車いすの支障となる段差の解消
(4) 階段	階段		ア	手すりの設置
			イ	主たる階段の回り段の禁止
			ウ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			エ	段は、識別しやすくつまづきにくいもの
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上
				腰掛式便器、手すりの設置
	2) 男子用小便器	2		多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上
				床置き小便器、手すりの設置
(6) 車いす使用者用便房	車いす使用者用便房			多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上
			ア	車いすで円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置
			イ	出入口の幅は、内法のり80cm以上
			ウ	車いすが円滑に通行可能な戸
			エ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ
			オ	車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器
			カ	操作が容易な水栓器具
			キ	車いすで円滑に利用できる鏡の設置
			ク	車いす使用者用である旨の表示

(7) 駐車施設	1) 車いす使用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で、50台以下の場合1台以上、50台を超える場合は50台ごとに1台加算した数
			ア 「(1) 出入口」に近い位置
			イ 幅は、350cm以上
			ウ 車いす使用者用である旨の表示
			エ 床面は、水平面を確保
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口からの通路	1	「(2) 敷地内の通路」と同じ
			ア 誘導用床材又は音声誘導装置の設置等
			イ 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
			ウ 車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設
	2) 出入口からの受付等	2	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
			誘導用床材又は音声誘導装置の設置等
			傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
			傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
(9) エレベーター	エレベーター	2	1 直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に1以上
			ア かごの床面積は、1.83㎡以上
			イ かごの奥行きは、内法のり135cm以上
			ウ かご内の平面形状は、車いすの転回に支障のないもの
			エ 戸の開閉を確認することができる鏡の設置
			オ 手すりの設置
			カ 停止予定階、現在位置の表示装置の設置
			キ かご内に到着する階、戸の開鎖を知らせる音声装置の設置
			ク 出入口の幅は、内法のり80cm以上
			ケ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置
			コ かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示
			サ 乗降ロビーの幅、奥行きは、内法のり150cm以上
			シ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置（かごに設けられている場合を除く。）
(10) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台		受付にカウンター等を設ける場合は1以上
			車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮
(11) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1	公衆電話所を設ける場合は1以上
			車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮
	2) 出入口	2	幅は、内法のり80cm以上
			車いすが円滑に通行可能な戸
(12) 券売機	券売機		車いすの支障となる段差の解消
			券売機を設ける場合は1以上
			ア 車いす使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン
(13) 改札口及びレジ通路	改札口、レジ通路		投入口、操作ボタンは点字の表示を併用
			改札口等を設ける場合は1以上
			ア 幅は、内法のり80cm以上
			イ 戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸
			ウ 段差の解消
(14) 館内案内板	館内案内板		エ 床面は、水平面の確保
			館内案内板を設ける場合は1以上
			ア 案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示
			イ 点字による表示を併用
			ウ 車いす使用者用便房がある場合に位置を表示

(15) 観客席	1) 車いす使用者用観客席、観覧席	1	固定した客席を設ける場合
			客席数が100席以下の場合1席以上、100席を超え400席以下の場合2席以上、400席を超える場合は200席ごとに1席加算した数（但し10席を超える場合は10席以上とする）
			ア 幅は内法のり85cm以上、奥行きの内法のり120cm以上
			イ 床面は、水平面の確保
			表面は、滑りにくい仕上げ
	2) 出入口から客席への通路	2	ウ 前面及び側面に、落下防止の措置
			幅は内法のり120cm以上
		3	高低差がある場合、車いす使用者用特殊構造昇降機又は傾斜路の設置
			勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下
			高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置
			手すりの設置
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫
(16) 洗面所	洗面所		多数の者が利用する洗面所を設ける場合は1以上
			ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			イ 車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器
			ウ 操作が容易な水栓器具
			エ 車いすで円滑に利用できる鏡の設置
(17) 浴室	浴室、脱衣室		多数の者が利用する浴室を設ける場合は1以上
			ア 出入口の幅は、内法のり80cm以上
			イ 出入口の段差の解消
			ウ 車いすで円滑に通行可能な戸
			エ 手すりの設置
			オ 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ
			カ 操作が容易な水栓器具
(18) 更衣室等	更衣室、シャワー室		多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は1以上
			ア 出入口の幅は、内法のり80cm以上
			イ 出入口の段差の解消
			ウ 車いすで円滑に通行可能な戸
			エ 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ
			オ 手すりの設置
(19) 授乳場所	授乳場所		官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、物品販売業等店舗、公共交通機関の施設で用途面積5,000㎡以上のものに1以上
			授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置
(20) おむつ交換台	おむつ交換台		官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、集会施設、興行施設、物品販売業等店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上
			おむつ交換台を設置
(21) 乳幼児いす	乳幼児いす		官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、集会施設、興行施設、物品販売業等店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上
			便房内に乳幼児用のいすを設置
(22) 客室	車いす使用者用客室		客室数が100室以上の宿泊施設で、総客室数に50分の1を乗じた整数以上の数を設置（但し8室を超える場合は8室とする）
			ア 出入口の幅は、内法のり80cm以上
			車いすで円滑に通行可能な戸
			出入口の段差の解消
			イ 客室内部に「(6) 車いす使用者用便房」の構造のものを設置
			ウ 客室内部に浴室を設ける場合「(16) 洗面所」「(17) 浴室」の構造のものを設置
			エ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できる広さを確保

2 建築物以外の公共交通機関の施設				
項目	小項目	主な整備基準		
(1) 改札口	改札口			改札口を設ける場合は1以上
		ア		幅は、内法のり80cm以上
		イ		戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸
		ウ		段差の解消
		エ		床面は、水平面の確保
(2) 乗降場	乗降場、プラットフォーム	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		2		縁端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設
		3		両端に注意喚起用床材の敷設、転落防止柵さくの設置
		4		乗降場付近に必要なに応じて設置場所を確保
		5		乗降場と公共車両等との段差はできる限り小さくする
(3) 通路	1) 通路	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
	2) 改札口から乗降場に至る1以上の通路	2		段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ
		3	ア	幅は、内法のり120cm以上
			イ	傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置
			ウ	エレベーター、車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保
			エ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置
	3) 傾斜路	4	ア	幅は、内法のり120cm以上、段併設の場合90cm以上
			イ	こう配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下
			ウ	踊場は高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上
			エ	手すりの設置
			オ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			カ	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫
(4) 階段	階段		ア	手すりの設置
			イ	主たる階段の回り段の禁止
			ウ	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ
			エ	段は、識別しやすくつまづきにくいもの
			オ	階段の上端及び下端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設
				「(3) 2」の通路」で傾斜路等により段差の解消が出来ない経路は、エレベーターを設置
(5) エレベーター	エレベーター		ア	かごは床面積1.83㎡以上
			イ	かごの奥行きは、内法のり135cm以上
			ウ	かごの平面形状は車いすの転回に支障がないもの
			エ	戸の開閉を確認できる鏡の設置
			オ	手すりの設置
			カ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置
			キ	かご内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置
			ク	出入口の幅は、内法のり80cm以上
			ケ	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置
			コ	かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示
			サ	乗降ロビーの幅、奥行きは、内法のり150cm以上
			シ	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置（かごに設けられている場合を除く。）
(6) 便所	1) 腰掛式便器	1		多数の者が利用する便所に1以上
	2) 男子用小便器	2		腰掛式便器、手すりの設置
				多数の者が利用する男子便所に1以上
				床置き式小便器、手すりの設置

3 道 路				
項目	小項目	主な整備基準		
(1) 歩道	1) 歩道	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ
		2		幅員200cm以上（自転車歩行者道の場合は、幅員300cm以上）で100cm以上の平たん部分を確保
		3		排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた
		4		横断こう配は、2%以下